

## 第 2 2 号議案

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立児童館条例の一部を改正する条例

足立区立児童館条例（昭和 4 7 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区立西保木間児童館

位置 東京都足立区西保木間三丁目 1 4 番 1 6 - 1 0 1 号

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

千住児童館を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。